

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 第67条の5《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》関係

改正後	改正前
<u>（少額減価償却資産の取得等とされない資本的支出）</u> <u>67の5-3 法人が行った資本的支出については、取得価額を区分する特例である</u> <u>令第55条第1項《資本的支出の取得価額の特例》の規定の適用を受けて新たに</u> <u>取得したものとされるものであっても、法人の既に有する減価償却資産につき</u> <u>改良、改造等のために行った支出であることから、原則として、措置法第67条</u> <u>の5第1項《中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例》</u> <u>に規定する「取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等</u> <u>の事業の用に供した減価償却資産」に当たらないのであるが、当該資本的支出</u> <u>の内容が、例えば、規模の拡張である場合や単独資産としての機能の付加であ</u> <u>る場合など、実質的に新たな資産を取得したと認められる場合には、当該資本</u> <u>的支出について、同項の規定を適用することができるものとする。</u>	（新設）